

「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内LED関連企業が開発した優れたLED製品を「とくしまオンリーワンLED製品」として「認証」することにより、県内企業の新製品開発を推進するとともに、認証製品を国内外に広く情報発信することで販路開拓を支援し、もって次世代LEDバレイ構想の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) LED関連企業

LED応用製品の開発・販売に携わる、徳島県内に本社又は事務所を有する法人又は個人をいう。

(2) 認証

LED製品の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）からの申請により「認証基準」に適合すると認められるLED製品について、徳島県LEDバレイ構想推進協議会会長（以下「会長」という。）が「とくしまオンリーワンLED製品」として証明することをいう。

(申請者)

第3条 申請者は、徳島県内に本社又は事業所を有する法人又は個人とする。

(認証対象製品)

第4条 認証対象製品は、次の各号のいずれにも該当するLED製品とする。

- (1) 徳島県内に本社を置く企業が生産したLED素子を使用し、県内で開発又は生産された自社製品であること。ただし、開発・生産工程の一部を外注等により行う場合も対象とする。
- (2) 照明製品については、徳島県立工業技術センターが発行する対象製品の性能評価に係る成績書を保有し、別に定める「とくしまオンリーワンLED製品」性能基準に適合していること。
- (3) 販売実績がある、若しくは販売することが確実に見込まれる製品であること。

(認証の申請)

第5条 「とくしまオンリーワンLED製品」の認証を受けようとする者は、別に定めるところにより、関係書類を添えて、会長に申請するものとする。

(認証審査会)

第6条 会長は、認証の可否を審査するため、「とくしまオンリーワンLED製品」認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項の規定による審査会の構成、運営等については、別に定める。

(認証及び登録等)

第7条 会長は、前条の申請があった場合、認証審査会において、その申請内容を審査し、その結果を申請者に対して通知するものとする。

(認証マークの表示)

第8条 前条の規定により認証を受けた者（以下「受証者」という。）は、認証マークを、別に定める「とくしまオンリーワンLED製品」認証マーク表示基準に従って表示することができる。

(認証期間等)

第9条 第2条第1項第2号に規定する認証の有効期間は、会長が認証した日からその効力を発するものとし、その効力は3年間とする。ただし、認証製品のうち、国際規格ISO/IEC17025に適合した全光束測定試験についての成績書を有する照明製品については、その効力を6年間とする。

(変更の届出)

第10条 受証者は、認証事項に変更があったときは、その変更内容を直ちに会長に届け出なければならない。

(受証者の責務)

第11条 受証者は、この要綱に定める事項を遵守するとともに、次の各号の事項について特に留意しなければならない。

- (1) 認証製品を県内外に対して積極的な情報発信を行い、その販路拡大に努めること。
- (2) 認証製品の出荷量、流通状況及び消費状況などについて随時把握に努め、会長から報告を求められた場合は、その状況を報告すること。
- 2 認証製品により生じた事故、損害等に対しては、受証者が自らの責任においてこれを解決するものとする。

(認証の取消)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により認証を受けたことが判明したとき。
- (2) 認証製品が第4条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (3) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は、事務局である徳島県商工労働観光部新未来産業課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。